





平成17年3月29日 (火) 号外第 48 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

告示

島根県立男女共同参画センターの指定管理者の指定

(環境生活総務課)

1

島根県立島根県民会館の指定管理者の指定

(文化振興課)

) 2

島根県立美術館の指定管理者の指定

//

2 (健康福祉総務課)

島根県立東部総合福祉センターの指定管理者の指定 島根県立西部総合福祉センターの指定管理者の指定

2)

告

示

島根県告示第427号

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第48号)附則第2項の規定に基づき指 定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称 島根県立男女共同参画センター
- 2 指定管理者

大田市大田町大田イ236番地 4 財団法人しまね女性センター

3 指定期間

平成17年4月1日から3年間

島根県告示第428号

島根県立県民会館条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第49号)附則第2項の規定に基づき指定管理者を指 定したので、次のとおり告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称 島根県立島根県民会館
- 2 指定管理者

松江市殿町158番地 財団法人島根県文化振興財団

3 指定期間

平成17年4月1日から5年間

島根県告示第429号

島根県立美術館条例(平成16年島根県条例第50号)附則第 2 項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり 告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立美術館

2 指定管理者

松江市袖師町1番5号 株式会社SPSしまね

3 指定期間

平成17年4月1日から3年間

島根県告示第430号

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第54号)附則第3項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称 島根県立東部総合福祉センター

2 指定管理者

松江市東長江町902番地53 アイカム株式会社 代表取締役 竹田 俊美

3 指定期間

平成17年4月1日から3年間

島根県告示第431号

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第54号)附則第3項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立西部総合福祉センター

2 指定管理者

浜田市港町299番地17 浜田ビルメンテナンス株式会社 代表取締役 櫨山 陽介

3 指定期間

平成17年4月1日から3年間